

【参考資料】

令和３年第２回奥州市議会定例会
条例議案 新旧対照表

議案第25号	奥州市税条例の一部を改正する条例
議案第34号	奥州市税条例等の一部を改正する条例
	〔奥州市税条例 奥州市税条例の一部を改正する条例〕
議案第35号	奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部を改正する条例
議案第36号	奥州市介護保険条例の一部を改正する条例

改 正 後	現 行
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 略 2・3 略 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</u> 5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 略 2・3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> 5 略 (特別徴収税額) 第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額 (2) 略 2 略 (退職所得申告書) 第53条の9 略 2 略	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 略 2・3 略 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</u> 5 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 略 2・3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> 5 略 (特別徴収税額) 第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額 (2) 略 2 略 (退職所得申告書) 第53条の9 略 2 略

改 正 後	現 行
3 <u>第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> 4 <u>前項の規定の適用がある場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u> (環境性能割の税率) 第81条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第 1 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の 1 (2) 法第451条第 2 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の 2 (3) 略 附 則 (法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第10条の 2 略 2 略 3 法附則第15条第27項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 4 法附則第15条第27項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 5 法附則第15条第27項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 6 法附則第15条第27項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 7 法附則第15条第27項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12 分の 7 とする。 8 法附則第15条第27項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12 分の 7 とする。 9 法附則第15条第27項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、	(環境性能割の税率) 第81条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の 1 (2) 法第451条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の 2 (3) 略 附 則 (法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第10条の 2 略 2 略 3 法附則第15条第30項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 4 法附則第15条第30項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 5 法附則第15条第30項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 6 法附則第15条第30項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 7 法附則第15条第30項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12 分の 7 とする。 8 法附則第15条第30項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12 分の 7 とする。 9 法附則第15条第30項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、

改 正 後	現 行
12分の7とする。 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 15 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 16・17 略 （土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条 略 （令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例） 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に	12分の7とする。 10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 15 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 16 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 17・18 略 （土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条 略 （令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例） 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に

改 正 後	現 行
同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。	同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

改 正 後	現 行
第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u> （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 表 略 （特別土地保有税の課税の特例） 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</u> 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 （軽自動車税の環境性能割の非課税）	第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u> （農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>） 第13条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 表 略 （特別土地保有税の課税の特例） 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</u> 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 （軽自動車税の環境性能割の非課税）

改 正 後	現 行
第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年12月31日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2の2 略 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3・4 略 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2の2 略 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3・4 略 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

改 正 後	現 行
表 略 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 5 略 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）	の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 表 略 5 略 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）

改 正 後	現 行
に基づき当該判断をするものとする。 ２・３ 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第22条 略 ２ 法附則第56条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和８年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は、適用しない。 ３・４ 略 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第26条 略 <u>２ 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。</u>	に基づき当該判断をするものとする。 ２・３ 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第22条 略 ２ 法附則第56条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和３年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は、適用しない。 ３・４ 略 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第26条 略

改 正 後	現 行
（個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 略 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの及び岩手県知事又は岩手県教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭に限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 略 (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられ</u>	（個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 略 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの及び岩手県知事又は岩手県教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭に限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 略 (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である

改 正 後	現 行
ることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>） (9) 略 (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの<u>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。</u>） 2 略 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受け	業務に関連するものに限る。） (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを<u>を除く。</u>当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (9) 略 (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。） 2 略 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受け

改 正 後	現 行
るものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3)略 2～5 略 （市民税の減免） 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減額し、又は免除（以下「減免」という。）する。 (1)～(5)略 (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 (7) 略 2・3 略 （登録ホテル業等に対する固定資産税の不均一課税） 第62条の3 略 2 略 3 第1項の規定によって固定資産税の税率の特例を受けた者は、その適用を受けた後において、当該家屋の構造若しくは床面積に変更があつたとき又は当該登録を<u>取り消された</u>ときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。 （法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出） 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>きん</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(5)略 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土	るものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3)略 2～5 略 （市民税の減免） 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減額し、又は免除（以下「減免」という。）する。 (1)～(5)略 (6) 特定非営利活動促進法 <u>（平成10年法律第7号）</u> 第2条第2項に規定する法人 (7) 略 2・3 略 （登録ホテル業等に対する固定資産税の不均一課税） 第62条の3 略 2 略 3 第1項の規定によって固定資産税の税率の特例を受けた者は、その適用を受けた後において、当該家屋の構造若しくは床面積に変更があつたとき又は当該登録を<u>取消された</u>ときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。 （法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出） 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>きん</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 <u>（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）</u>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(5)略 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土

改 正 後	現 行
地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6)略 3・4 略 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 略 2～7 略 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>毀損</u>し、若しくは亡失し、又は磨滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の<u>毀損</u>又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。 9 略 （たばこ税の課税標準） 第94条 略 2・3 略 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は<u>前項第1号</u>に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を	地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（<u>同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。</u>）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6)略 3・4 略 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 略 2～7 略 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>き損</u>し、若しくは亡失し、又は磨滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の<u>き損</u>又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。 9 略 （たばこ税の課税標準） 第94条 略 2・3 略 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は<u>第3項第1号</u>に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量

改 正 後	現 行
紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 5～10 略 附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 略 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 5～10 略 附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2・3 略 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

改 正 後	現 行
第２条 奥州市税条例の一部を次のように改正する。 第48条第１項中「第４項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第９項、第10項及び第12項」に、「第４項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第66条の７第５項及び第11項又は第68条の91第４項及び第10項」を「第66条の７第４項及び第10項」に、「第321条の８第24項」を「第321条の８第36項」に改め、同条第３項中「第66条の９の３第４項及び第10項又は第68条の93の３第４項及び第10項」を「第66条の９の３第３項及び第９項」に、「第321条の８第25項」を「第321条の８第37項」に改め、同条第４項中「第321条の８第26項」を「第321条の８第38項」に改め、同条第５項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第７項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第２号中「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第９項を削り、同条第10項中「第321条の８第42項」を「<u>第321条の８第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第９項」に、「第75条の４第２項」を「第75条の５第２項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の８第51項」を「<u>第321条の８第69項</u>」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の４第３項若しくは第６項（同法第81条の24の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第75条の５第３項若しくは第６項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第16項とする。 第50条第２項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め、同条第３項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第２項又は第４項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。）」を削り、同条第４項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「<u>第48条の15の５第４項</u>」を「<u>第48条の15の４第４項</u>」に改める。	第２条 奥州市税条例の一部を次のように改正する。 第48条第１項中「第４項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第９項、第10項及び第12項」に、「第４項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第66条の７第５項及び第11項又は第68条の91第４項及び第10項」を「第66条の７第４項及び第10項」に、「第321条の８第24項」を「第321条の８第36項」に改め、同条第３項中「第66条の９の３第４項及び第10項又は第68条の93の３第４項及び第10項」を「第66条の９の３第３項及び第９項」に、「第321条の８第25項」を「第321条の８第37項」に改め、同条第４項中「第321条の８第26項」を「第321条の８第38項」に改め、同条第５項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第７項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第２号中「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第９項を削り、同条第10項中「第321条の８第42項」を「<u>第321条の８第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第９項」に、「第75条の４第２項」を「第75条の５第２項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の８第51項」を「<u>第321条の８第61項</u>」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の４第３項若しくは第６項（同法第81条の24の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第75条の５第３項若しくは第６項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第16項とする。 第50条第２項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め、同条第３項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第２項又は第４項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。）」を削り、同条第４項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

改 正 後	現 行
第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。 附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。 附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。	第52条第4項から第6項までを削る。 附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

奥州市訪問入浴介護に関する条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
(手数料の額)			(手数料の額)		
第9条 手数料の額は、次のとおりとする。			第9条 手数料の額は、次のとおりとする。		
利用区分	世帯区分	手数料（訪問1回当たり）	利用区分	世帯区分	手数料（訪問1回当たり）
	略	略		略	略
第3条第1号に該当する者	上記以外の世帯の世帯員	<u>1,260円</u>	第3条第1号に該当する者	上記以外の世帯の世帯員	<u>1,250円</u>
	略	略		略	略
第3条第2号（支給限度額を超えた部分に限る。）又は第3号に該当する者	上記以外の世帯の世帯員	<u>1,260円</u>	第3条第2号（支給限度額を超えた部分に限る。）又は第3号に該当する者	上記以外の世帯の世帯員	<u>1,250円</u>
	略	略		略	略

奥州市介護保険条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 1 ～13 略 （新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例） 14 市長は、第14条第1項の規定にかかわらず、令和元年度分以降の保険料（令和2年2月1日以降の日を納期限とするものに限る。）の納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、その者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。 (1) ・ (2)略	附 則 1 ～13 略 （新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例） 14 市長は、第14条第1項の規定にかかわらず、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間のいずれかの日を納期限とするものの納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、その者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。 (1) ・ (2)略